

解雇予告手当について



解雇予告手当とは？

解雇予告をしない場合は、労基法上の平均賃金の支払いが必要になるが、これを解雇予告手当という。解雇予告手当は日割りでも構わないので、本来30日前の予告が必要なところ15日前に予告した場合は、残りの15日分の解雇予告手当を支払えば足りる。

解雇予告手当は、労基法・労働保険の賃金には該当せず、社会保険における報酬ともならない。所得税の計算にあたっては、退職所得とされる。

賃金ではありません。

健康保険・厚生年金保険における報酬になりません。

所得税の計算については下記のとおり。(ただし、ほとんどの場合、税額は0円となります。)

1 退職所得の計算方法

退職所得の金額は、次のように計算します。

$$(\text{収入全額 (源泉徴収される前の全額)} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

2 退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	A × 40万(80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	(A - 20年) × 70万円 + 800万円

(注) 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

3 税額の計算方法

退職所得は、原則として他の所得と合計せず、分離して所得税を計算します。

なお、退職手当等の支払の際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している人の場合は、退職手当等の支払者が所得税を計算し、その手当等の支払の際、所得税の源泉徴収が行われるため、原則として確定申告は必要ありません